

2010年12月16日
放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜
くらし しぜん いのち 岐阜県民ネットワーク
埋めてはいけない！核のゴミ実行委員会・みずみな

四者協定をないがしろにした研究所「第2期計画」等に関わる質問書

知事が県民の目線で安全と安心を考えると表明されていることを評価します。

1．四者協定と私たちの立場

多数の瑞浪市民、県民の反対の中 1995年12月28日に強引に結ばれた四者協定は、研究所は放射性廃棄物を持ち込まない、使わない、処分場にしないと記されています⁴。

私たちは1986年4月以来、岐阜県東濃地域を中心とした県内が、日本原子力研究開発機構（以下、「機構」）により高レベル放射性廃棄物地層処分「研究」の名目で調査され、日本で最も地下調査データが蓄積されている地域であり、さらに超深地層研究所（以下、「研究所」）の存在により、今後も地下調査が継続する瑞浪を中心とした東濃地域が高レベル放射性廃棄物処分場（以下、「処分場」）として狙われると考え、研究所及び広範な周辺地域での調査に反対しています。

2．県や自治体の頭越しに四者協定反故の既成事実化を狙う

1995年8月の研究所の申し入れ以来15年が経過し、研究所の役割が大きく変質しています。当初国と機構は「研究所の計画と処分場の計画は明確に区別する」（1994年原子力長計⁵）と説明しました。しかし私たちは、区別したのは計画だけで、地域については区別していないため、時を経て処分場が研究所周辺に集約されると警戒してきました。

2000年10月に高レベル放射性廃棄物の処分実施主体・原子力発電環境整備機構（以下、「NUMO」）が設立されました。研究から処分地選定へと軸足が移る中で、資源エネルギー庁の主導で2005年7月に国、機構、大学等推進機関による「地層処分基盤研究開発調整会議」が設けられました。そして既に、「研究」と処分事業が歩調を合わせていると文部科学省が2009年11月の事業仕分けで説明しました。同時に瑞浪と幌延は「絶対、実際の場所にはならない」のかとの問いに、「そこは非常に微妙なところでありますけども、地元との関係では、そういう考え方でやっています」と答えるなど、協定から大きく逸脱した説明をしています。

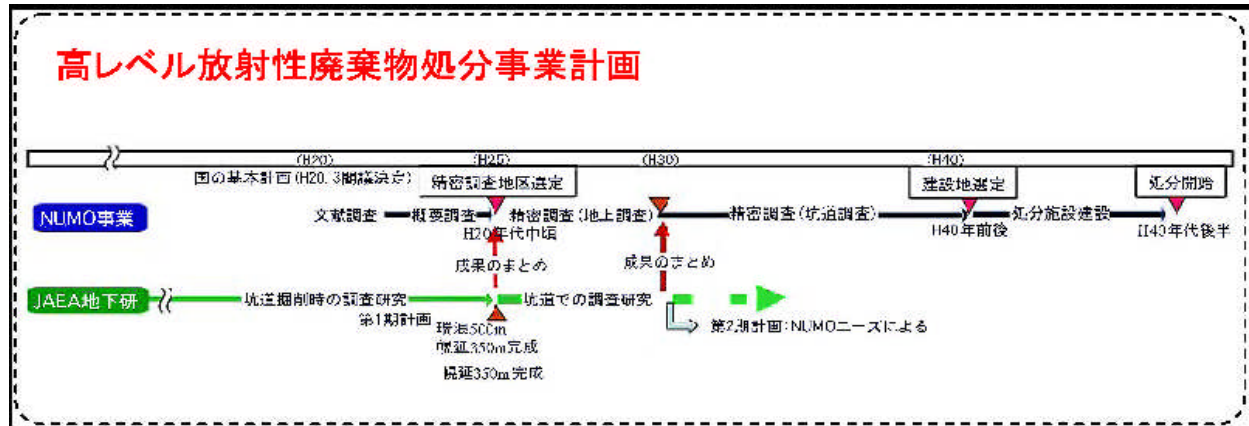
2008年10月28日の原子力委員会で委員長が研究所で放射性廃棄物を持ち込んだ試験ができるようおおいに挑戦せよとけしかけました。それに応じて2009年2月、研究所に協定に反した放射性廃棄物を持ち込んだ試験をするとウェブ表明した機構⁶、さらに2009年5月22日、国のワーキンググループは、NUMOに研究施設を使わせよとの意見を盛り込んだ報告書を出しました。

機構が研究所での研究期間は約20年と地元の説明しているにも関わらず、文部科学省と経済産業省は2010年の早期に、平成30（2028）年以降はNUMOのニーズ次第で研究期間や内容を決めると決定し、この決定を前提とした2011年度概算要求を原子力委員会に提出しました。

このように四者協定の根幹を揺るがす発言や報告、国の決定が相次いでいます。

しかも、協定当事者である県や自治体の頭越しに繰り返すことで社会的な圧力を高め、既成事実として認めさせるのが狙いです。処分場の調査地域すら決まらない中でこれらの決定や発言、報告をするのは、研究所での研究を処分事業に繋げる事により、着々と瑞浪処分場、東濃処分場の外堀を埋め、社会的にも認知させる狙いです。

しかし県民としてこれらの発言、決定、報告を決して認めることはできません。



また、機構の東濃地科学センター所長や研究職員で東濃の地下を知り、かつ地域に人脈を持つ人が退任後NUMOの理事に納まっていることは脅威です。

3. 研究所と処分場はセット 「明確に区別」建前から本音へ

研究所押しつけの方便 研究所と処分場の計画は「明確に区別」

岐阜県は研究所計画を「研究所の計画と処分場の計画は明確に区別する」(1994年原子力長計)との国の方針を拠り所として受け入れました。しかし研究と処分は同一地域で行うのが効率的です。敢えて計画を区別したのは、1980年代に北海道幌延町や岩手県釜石市等で研究所すら拒否されたため、研究所を受け入れさせる方便にすぎません。

この方針を打ち出した原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会の委員は、研究所の立地の障害を取り除くために、とりあえず研究所と実施主体の処分地選定作業との区別を明確にする必要があった、しかし「事はそれだけではすまない、地下研究施設が将来、処分場にならないとしても、施設に近い同じ地域の地層はどうなのかという問題が残る。」(1992年7月「エネルギーフォーラム」⁷)と建前と問題点を明確に語っています。そしてこの発言は、今、岐阜県が直面している問題そのものです。

ある時間を経てある議論を経ると地点が決まる「そういう仕掛け」

1999年1月14日総合エネルギー調査会 原子力部会第62回「高レベル放射性廃棄物処分事業の制度化のあり方」の検討時に、近藤駿介部会長が「ある時間を経て、ある議論を経ると地点が決まる、そういう仕掛けを明示しつつの組織論というものなされていることは皆様ご承知のとおりでございます。」と説明しました。近藤俊介氏は現在原子力委員長です。近藤氏の「仕掛け」とは何であったのか、誰の目にも明らかです。

研究所は精密調査地区の地下施設として使うことができる

資源エネルギー庁は2001年7月11日、土岐市議会で研究所の地下施設は地元の下承と手順を踏めばNUMOの精密調査地区の地下研究施設として利用できると答えました。瑞浪や東濃を処分場にすればNUMOの費用は大幅に削減され、処分事業の遅れを取り戻すこともできます。

研究所を押しつけるための方便として使った「明確に区別」は、研究所の申し入れから 15 年を経て、推進関係者が協定自治体に事態を認識させるべく、本音をあからさまに示しはじめました。

以上の事実と別添の詳細経過を踏まえ、以下質問します。私たちは別添詳細経過を質問書と同じ位置づけで提出します。回答に際しては別添も十分に検討してください。

(文中の網掛け数字は参考資料の番号です。)

記

1. 研究所「第 2 期計画」について

四者協定の当事者である県や地元には全く知らせず、国が重大な決定を行うのは、協定を踏みつけにした暴挙です。文部科学大臣、経済産業大臣に強く抗議し、撤回と謝罪を求めるべきと考えますが、いかがですか。

NUMO のニーズによって機構の事業が支配されるなど、協定には一切ありません。協定にないことを当事者の頭越しに変更し、既成事実として、事後承諾を迫るようなやり方は決して容認すべきではありません。建設当初の目的から逸脱した研究所をこれ以上存続させる事は危険です。協定を破棄し、機構の岐阜県からの撤退を求めるべきと考えますが、いかがですか。

知事は安全と安心を県民の目線で考えることを大切にしています。それでも、これは政府の計画であり、機構の主体的な計画ではない等の理由から、説明があるまで静観されますか。

2. 2008 年 10 月 28 日の原子力委員長発言

委員長は 2006 年 11 月 13 日に知事と面談し協定の内容や知事の考えを承知の上で、大いに挑戦したらいいとけしかけています。この発言は当事者の信頼を損ない、県民の感情を逆なでする発言です。厳重に抗議し、謝罪を求めるべきと考えますが、いかがですか。

3. 放射性廃棄物拒否条例の制定を求めます

1986 年 4 月に住民に知らせず高レベル放射性廃棄物地層処分の研究を開始してから 24 年になります。24 年間で岐阜県は一段と悪化しています。

1986 年 4 月東濃鉦山の地下坑道とその周辺で高レベル放射性廃棄物地層処分の研究を開始、さらに研究所のプロトタイプと言える第 2 立坑を建設し、その結果瑞浪市に研究所が建設されています。研究所を受け入れても処分場にならない、安全と安心を担保したという 1998 年 9 月の科学技術庁の回答書は政策文書で法的効力はありません。特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律ができたから、瑞浪市は処分場にならないと市長は表明しましたが、研究所は NUMO に使わせよと国の委員会がお墨付きを与え、原子力委員長は放射性廃棄物を使えるよう挑戦せよとけしかけ、協定の有名無実化が画策されています。1995 年の当初から研究期間は約 20 年のはずなのに、終わりなど見えません。

資源エネルギー庁は 2001 年 7 月、土岐市議会で研究所の地下施設は地元の下承と手順を踏めば NUMO の精密調査地区の地下研究施設として利用できると答えています。東濃や瑞浪を処分場にすれば NUMO の調査期間は大幅に短縮できます。研究所と処分

場をセットとする国の強いメッセージが発信され続けています。

時を経るごとに協定は形骸化し瑞浪処分場、東濃処分場へと国や見学者を含む社会的圧力は強まるばかりです。2011 年度からは国からの申し入れも始まると言われています。国からの申し入れは知事の下承が前提ではありません。状況は一段と悪化しています。

このように大きな状況変化がありますので、ぜひとも、岐阜県民が岐阜県で安心して暮らすことができるように高レベル放射性廃棄物拒否条例を制定していただけないか。

以上

なお、回答は本年 12 月 28 日までに、各項目ごとに文書に回答し、下記連絡先に送付くださるようお願いいたします。

連絡先 放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜